

令和7年度 事業計画書

目 次

I 海難防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

(日本海事センター補助事業)

1. 船舶交通と漁業操業に関する問題の調査 2
 2. 入出港等航行援助業務に関する調査 2
 3. 港湾計画の調査検討 3
 4. 海難防止等調査研究団体連絡調整事業 3
- (一般事業)
5. 全国海難防止強調運動実行委員会の開催 3
 6. 海難防止等情報の発信・啓発 4

II 海洋汚染防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

(日本海事センター補助事業)

- 洋上風力発電事業に係る安全対策検討会 4

III 海難防止及び海洋汚染防止に関する国際的な情報収集及び国際協力に関する事業

(日本財団助成事業・日本海事センター補助事業)

1. 海上安全に関する国際情報収集活動 4
 2. 海事の国際的動向に関する調査研究 5
- (日本財団助成事業)
3. ミクロネシア 3 国の海上保安能力強化支援 (小型パトロール艇運用経費) . . . 6
 4. ミクロネシア 3 国の海上保安能力強化支援 (パラオ巡視船運用経費) 6
- (地方公共団体 (富山県) 補助事業)
5. 北西太平洋行動計画推進協力事業 (NOWPAP) 6

IV 受託事業 6

I 海難防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

(日本海事センター補助事業)

1. 船舶交通と漁業操業に関する問題の調査 (事業費：7,000 千円)

我が国における沿岸海域及び主要水域では、航行船舶が輻輳するとともに漁業操業が活発に行われていることから、海上交通の安全確保には、海運関係者及び漁業関係者の相互理解が重要であるところ、本事業は、海運・水産両業界の関係者並びに関係官庁及び学識経験者を交えて定期的に安全対策を協議する「海運・水産関係団体連絡協議会」を開催し、現場の実務関係者が広く共通の認識を持ちつつ、海上交通の安全確保のための海上交通環境に関する問題点及びその対策について調査・検討するものである。

現在まで「東京湾」「伊勢湾」「大阪湾を含む瀬戸内海」の海域別に『漁業操業』及び『商船航行』の各形態に関する情報図を海運業界、水産業界向けに作成しており、令和6年度は未完であった「瀬戸内海東方海域（大阪湾以南）商船航行情報図」を取りまとめて配布（ホームページ上で公開）・周知を行った。

これにより対象3海域に係る両方の形態について紙ベースでの情報図が一通り完成したところであるが、特に漁業操業情報図については最初に手がけた東京湾漁業操業情報図の作成が2010年（15年前）であることから定期的な改訂作業が不可欠であり、漁協関係者のヒアリングを継続しつつマリネジャー関係者等の要望も踏まえ、情報提供の改善、改訂、提供媒体等、将来に向けて引き続き効果的な情報提供資料の作成を検討する必要がある。

なお、漁業者には年長者が少なくないため、当面、紙媒体についても存続させる必要がある。

また、現場からは、欲しい情報が見にくい、操業中の漁具の状態等に関する詳細な情報がない等の要望が出ていることから、情報図の拡大表示や必要な部分のページ（情報）をホームページ上での直感的な操作によって閲覧しやすくすること、さらに代表的な漁法については水中ドローン・空中ドローンの活用や既往資料の再整理等による水中での漁具や漁船と漁具との状況等の情報提供について検討する。

これにより、海運業・水産業の船舶事故防止のための「相互理解」をより深めるとともに重層的な海域利用者を含めた安全確保の継続・改善を目指す。

2. 入出港等航行援助業務に関する調査 (事業費：2,200 千円)

我が国の港湾においては、海上交通の安全を阻害する諸要因が複雑多岐に存在している環境であるところ、本事業では、船舶の航行安全に資するために、船舶輻輳水域や主要港湾における水先に関する諸問題について調査を実施してきている。

近年、コンテナ船の超大型化が進んでおり、狭隘な水域や水深の浅い水域における巨大船の入出港に際して課題となっているタグによる操船支援のあり方に関する調査を行うこととしている。すなわち狭隘な水域において、巨大船をタグで引き出

す場合、通常よりタグラインが短くなることから、タグ放水流により曳引力が減少するおそれがあるが、タグ放水流の影響は、本船の船首尾形状や当該水域の広さや潮流、H/d（水深/満載喫水）などによっても異なることが考えられるため、これらの要素について調査を実施する。

3. 港湾計画の調査検討（事業費：2,100千円）

港湾管理者が策定した港湾計画について、国土交通省の「交通政策審議会港湾分科会」の審議に先立ち、海事関係者、学識経験者、関係官庁等から構成される日本海難防止協会に設置した「港湾専門委員会」において検討し、航行安全に関する意見の集約及び改訂計画等の事前の周知徹底を図るとともに、今後の港湾計画の改訂や変更計画の策定に資するものである。

なお、審議が予定されている港湾計画に関係する港湾管理者、海上保安部（港長）等と必要に応じて意見聴取を実施するほか、次年度以降に港湾計画の改訂等を予定及び検討している港湾管理者等と打ち合わせ等を行い港湾計画の改訂（案）の作成及び審議の円滑化を図る。

4. 海難防止等調査研究団体連絡調整事業（事業費：3,200千円）

我が国周辺海域における海難の発生状況は減少傾向にあるものの、依然として悲惨な海難事故が後を絶たない。また、洋上風力発電の社会実装の拡大や海洋レジャーの多様化・活発化等を踏まえ、海難防止及び変化する海上交通環境下での安全確保の重要性が高まっている。

本事業においては、海難防止等の周知・啓蒙及び調査活動等の技術情報の交換並びに有識者を招聘したセミナーを実施して調査研究技術の向上を図り、各団体等が実施する事業について相互調整を行い、海難防止等の事業を効果的に推進することを目的として全国で活動する海難防止団体、小型船安全協会等からなる「全国海難防止団体等連絡調整会議」を設置するとともに、海上保安庁の関係者を含めた年次会議やリモート方式のフォローアップ会議を開催することにより詳細・綿密な情報交換と調整を行い海難防止思想「海難0への願い」の啓発強化による悲惨な海難事故の再発防止など継続して海難防止等事業の効果を向上させていく。

（一般事業）

5. 全国海難防止強調運動実行委員会の開催（事業費：150千円）

本事業は、官民一体となって海難防止思想の普及活動に取り組み、海難の発生を防止することを目的として、当協会が事務局となり「全国海難防止強調運動実行委員会」を開催し、「海の事故ゼロキャンペーン」を全国的規模で展開するものである。

6. 海難防止等情報の発信・啓発（事業費：4,096千円）

海浜事故や海洋汚染の防止に資する調査研究や提言、海難防止等に関する最新情報、これまでに蓄積したデータや過去の事例などについて、実務的な要素を持たせた情報を電子データなどの媒体を活用して効果的・効率的に提供するものである。

II 海洋汚染防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

（日本海事センター補助事業）

「洋上風力発電事業に係る安全対策検討会」（事業費：2,400千円）

洋上風力発電事業については、洋上での風力発電システム設置に加え、発電事業開始から事業終了までの一連の流れの中で、工事・作業内容、使用される船舶の種類や航行形態が様々であることから、事業の各段階における工事・作業に伴い、同海域を含めた周辺海域において海難、海洋汚染が発生するリスクに迅速的確に対処するため、令和5年度から2か年にわたり有識者、関係機関、官庁で構成する勉強会及び検討会を開催し、再エネ海域利用法における促進区域の指定を受けた海域を含めた周辺海域における航行安全性評価、及び適切な航行安全対策に関する航行安全対策ガイドブックを策定した。

本ガイドブックは再エネ海域利用法を前提としたものであるところ、今後、グリーンイノベーション基金「洋上風力発電の低コスト化」プロジェクト（NEDO）における浮体式洋上風力発電実証事業によるものや、自治体が主体的に実施するという枠組みも想定され、浮体式の出現が加速・本格化してくること、また、日本船主協会、日本内航海運組合総連合会をはじめ、海事関係者からは現場海域の船舶航行状況だけではなく利用実態の把握を要請する声が強く寄せられていること、さらには、脱炭素化を巡る技術の進展が日進月歩であり、洋上風力発電事業において使用される各種船舶の実態面についても大きな変化が予想されること等に鑑みれば、引き続きこの種の検討会を年2回程度開催し、今回のガイドブック作成に際して構築した各分野からなる構成員（洋上風力発電事業にかかる海域利用者、発電事業者、有識者、関係官庁等）による情報共有・意見交換の場の維持・充実化を図り、ガイドブックの改訂も含めて懸案事項について継続して検討する必要がある。

III 海難防止及び海洋汚染防止に関する国際的な情報収集及び国際協力に関する事業

（日本財団助成事業・日本海事センター補助事業）

1. 海上安全に関する国際情報収集活動（事業費：411,870千円）

◆ 総合的な海洋政策に関する情報の収集・展開等

ロンドン事務所においては、IMOの委員会、小委員会に出席し、我が国政府代表団

と協力して日本の意見を反映させる。また、IMO や他の国際会議、セミナー等へ参加して、各国政府や国際機関等の海洋に関する政策動向を把握するとともに、関連情報を収集し、欧州海上安全レポート(仮称)等により関係者に展開する。さらに、セミナーの開催や「X」(旧 Twitter)の運営により、ネットワークハブ機能及び情報拠点機能の強化を図る。

◆ マラッカ・シンガポール海峡及び同周辺海域の航行安全・環境保全対策

シンガポール事務所においては、マラッカ・シンガポール海峡周辺等における海難、海賊被害、施策等に関する情報収集や沿岸国関係当局との協力関係の構築(維持・向上)を行うとともに、マ・シ海峡航行援助施設基金委員会や協力フォーラム等の関連会議へ参画する。また、これらの情報をニューズレター等により関係者に提供する。

◆ ミクロネシア 3 国における海上保安能力強化支援

パラオ共和国、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国の3か国に対しこれまで行ってきた海上保安能力強化支援を引き続き適切に実施するため、現地関係機関との意見交換を行い、供与巡視船(パラオ共和国)・供与小型艇の円滑な運用及び乗組員の人材育成等についてフォローアップする。乗組員の整備技術向上支援については日本国内外の研修機関との調整を図り、これら機関と連携しつつ効果的に実施していく。パラオ共和国に関しては、巡視船の運用及びこれに伴う人材育成支援を的確に推進するため、定期的に派遣している海上保安アドバイザーを最大限に活用し、現地政府及び関係者との具体的・実践的な調整や現場での助言に当たらせる。

2. 海事の国際的動向に関する調査研究(事業費: 10,500 千円)

IMO の MSC (海上安全委員会)、NCSR (航行安全・無線通信・捜索救助小委員会)、MEPC (海洋環境保護委員会) 及び PPR (汚染防止・対応小委員会) について、他の IMO 委員会(人的因子訓練当直小委員会、貨物輸送小委員会、IMO 法律問題委員会)を調査・検討している団体(海技振興センター、日本海事検定協会、日本海事センター等)と情報交換・共有(連携)を図りつつ、我が国の海事関係者をメンバーとする産学官の国内委員会で対処方針について検討するとともに、我が国政府代表団の一員として IMO の会議に出席し、関連情報の収集・分析を行い、関係者に最新の情報を提供する。

加えて、国内委員会で承認された海上安全及び海洋汚染防止にかかるテーマについて、諸外国における現地調査等により情報収集を行い、関係者に最新の情報を提供する。

3. ミクロネシア 3 国の海上保安能力強化支援（小型パトロール艇運用経費）

（事業費：370,170 千円）

パラオ共和国、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国の3か国に対し、これまで行ってきた海上保安能力強化支援を引き続き円滑に実施するため、計6隻の小型艇にかかる定期整備費、燃料費、通信費等の運用諸経費を支援する。また、ミクロネシア連邦及びマーシャル諸島共和国に対しては、小型パトロール艇メーカーの技術者を現地へ派遣して整備研修行い、乗組員の整備技術向上のための人材育成支援強化を図る。

令和7年度から2か年事業。

4. ミクロネシア 3 国の海上保安能力強化支援（パラオ巡視船運用経費）

（事業費：423,460 千円）

平成29年12月にパラオ共和国へ供与した40m型巡視船PSS KEDAMの運用が円滑に行われるよう、引き続き定期整備費、燃料費、通信費等を支援する。定期整備に関しては、令和7年度に日本において上架を伴うドックでの整備、令和8年度はパラオにて主機関点検を実施する。また、乗組員がより難度の高い技術トラブル等に対応できるよう日本国内外の研修機関を活用し、整備技術のレベルアップを図ることにより、巡視船運航にかかる知識及び整備技術の向上支援を確実に実施し、さらなる海上保安能力強化を推進する。

令和7年度から2か年事業。

（地方公共団体（富山県）補助事業）

5. 北西太平洋行動計画推進協力事業(NOWPAP)（事業費：45,000 千円）

本事業は、日本海における日本、中国、韓国及びロシアの4か国による国際連合環境計画(UNEP)の地域海計画の一つである北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の実施機関(国連出先機関)として、富山県に設置された富山調整事務所(地域調整ユニット(RCU)富山)への支援を行うものである。

IV 受託事業

当協会の長年にわたり蓄積された知見や幅広いネットワークに基づき、中立・公正な専門機関として、国土交通省、海上保安庁、地方公共団体、独立行政法人等からの委託に基づき、調査研究を実施する。